



熊本市立託麻西小学校外 2 校給食調理等業務委託契約書（案）

- 1 委託業務名 熊本市立託麻西小学校外 2 校給食調理等業務委託
- 2 履行場所 熊本市立託麻西小学校給食室（熊本市東区御領 2 丁目 3 番 3 0 号）
熊本市立託麻原小学校給食室（熊本市中央区渡鹿 2 丁目 3 番 1 号）
熊本市立尾ノ上小学校給食室（熊本市東区尾ノ上 2 丁目 8 番 1 号）
- 3 履行期間 令和 8 年(2026 年)4 月 1 日から令和 13 年(2031 年)3 月 3 1 日まで
- 4 委託料の額

百	拾	億	千	百		拾	万	千	百	拾	円
	¥										

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ _____ - ）
- 5 委託業務内容 学校給食の調理及び食器食缶洗浄等関連業務
(別紙仕様書等のとおり)
- 6 契約保証金 ¥〇〇, 〇〇〇 - （又は免除）

上記委託業務について、委託者 熊本市 と受託者 _____ とは、
各々の対等な立場における合意に基づいて次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実に
これを履行するものとする。

この契約成立の証として本書 2 通を作成し、委託者及び受託者が記名押印のうえ、各自その 1 通
を保有する。

令和 年（ 年） 月 日

委託者 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市
熊本市長 大西 一史

印

受託者 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
株式会社 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

印

(総則)

第 1 条 委託者及び受託者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。) 及び仕様書に基づき、この契約を履行しなければならない。

2 仕様書に明示されていないもの又は仕様書に交互符合しないものがあるときは、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、軽微なものについては、委託者が定めて受託者に指示するものとする。

3 受託者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。) を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。) 内に完了し、契約の目的物(以下「成果物」という。) が定められている場合にはこれを委託

者に引き渡すものとし、委託者は、その業務委託料を支払うものとする。

4 業務の履行に必要な一切の経費は、この契約の業務委託料に含まれるものとする。

5 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該共同企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなす。また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(指示等及び協議の書面主義)

第 2 条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。) は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、委託者及び受託者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、委託者及び受託者は、既に行った指示等を書面に記載し、7 日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 委託者及び受託者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務の実施方法)

第 3 条 受託者は、履行場所において、委託者が指定する器材、設備及び施設等(以下、「指定器材等」という。) を利用し、委託者の提供した食材料をもって、委託者の作成した献立、指示書等により、仕様書、作業基準及び関係法令等に従い、委託業務を実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、委託者は、指示等を第 10 条の業務責任者に対して口頭で行うことができる。

3 履行期間中における給食基本食数及び給食基本日数は、仕様書で定める。

4 受託者は、委託業務の実施に当たって、学校給食が学校教育活動の一環として実施されていることを十分認識し、この旨を受託者が雇用し委託業務に従事させる者(以下「従事者」という。) に対し、周知しなければならない。

(契約の保証)

第 4 条 受託者は、この契約の締結と同時に、契約保証金を納付しなければならない。

2 委託者は、前項に規定する契約保証金の納付に代えて、次の各号のいずれかに掲げる担保措置を取ることができる。

- (1) 契約保証金の納付に代わる国債の提供
- (2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、委託者が確実に認める金融機関の保証
- 3 受託者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結をしたときは、契約保証金の納付を免除する。この場合において、受託者は、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。
- 4 前 3 項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第 5 項において「保証の額」という。）は、業務委託料の 10 分の 1 以上としなければならない。
- 5 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の 10 分の 1 に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。
- 6 受託者が第 1 項及び第 2 項各号のいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第 28 条第 2 項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 7 前各項の規定は、熊本市契約事務取扱規則（昭和 39 年規則第 7 号）第 22 条第 2 項各号（第 1 号及び第 2 号を除く）の規定に基づき、委託者が契約保証金の全部の納付を免除した場合には適用しない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

- 第 5 条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受託者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括再委託等の禁止）

- 第 6 条 受託者は、業務の全部又は主体部分を一括して第三者に再委託し、又は再委任してはならない。
- 2 受託者は、業務の一部を第三者に再委託し、又は再委任しようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。この場合において受託者は、委託者から再委託先に関する情報の提供を求められた場合には、速やかにこれに応じるものとする。
- 3 受託者は、前項に基づき再委託を行った場合は、再委託先に対し、この契約に定める受託者の義務と同等の義務を遵守させるものとし、再委託先が当該義務に違反したときは、受託者はその一切の責任を負うものとする。

（秘密の保持）

- 第 7 条 受託者（前条の規定により再委託又は再委任を受けた者を含む。）は、この契約の履行に関して知り得た相手方の秘密を漏らし、又は業務の目的外に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の保護）

- 第 7 条の 2 受託者は、この契約に基づき委託された業務を実施するに当たっては、個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

（第三者の特許権等の使用）

第8条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その一切の責任を負わなければならない。

- 2 成果物が第三者の著作権等を侵害しているとして、第三者との間に紛争が生じた場合は、受託者は委託者に対し、その事実関係を速やかに報告しなければならない。
- 3 前項の場合、受託者は、受託者の責任と負担においてこれを解決しなければならない。ただし、当該侵害が委託者の責に帰すべき事由による場合はこの限りではない。

（監督員）

第9条 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

- 2 監督員は、この契約書及び仕様書に定められた事項の範囲内において、おおむね次に掲げる職務を行う。
 - (1) 業務の履行について、受託者又は次条の規定による受託者の現場責任者に対する指示、承諾又は協議
 - (2) 仕様書に基づく業務の履行のための詳細図等の作成及び交付又は受託者の作成したこれらの図書の承認
 - (3) 仕様書に基づく作業の管理、立会い、業務履行状況の把握
- 3 この契約書に定める書面の提出は、仕様書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合において、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

（業務責任者及び業務副責任者）

第10条 受託者は、委託業務に着手する前に、仕様書に定める業務責任者及び業務副責任者を定め、書面により委託者に報告しなければならない。

- 2 業務責任者については、業者選定時に受託者が提案した業務責任者を配置することとする。ただし、委託業務に着手した後、特別な理由により業務責任者を変更しなければならない場合は、あらかじめ委託者に届出るものとする。
- 3 受託者の業務責任者は、委託者から仕様書等に基づき指摘された事項については、ただちに履行しなければならない。

（業務責任者等に対する措置請求）

第11条 委託者は、受託者の業務責任者、業務副責任者若しくは従事者又は第6条第2項の規定により受託者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の履行等につき著しく不適当と認められるときは、その事由を明示して受託者に対して必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 受託者は前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に委託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、委託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 委託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に受託者に通知しなければならない。

（従事者に関する受託者の責任）

第 12 条 受託者は、委託業務の実施につき雇用した従事者による業務上の行為については、一切の責任を負うものとする。

2 受託者は、本契約により委託業務に従事させる受託者の従事者については、その氏名及び資格について委託者に通知しなければならない。従事者を変更したときも同様とする。

3 受託者は業務に従事する従事者を頻繁に変更することがないように留意すること。ただし、特別の理由により変更する場合は、業務の質が低下しないよう配慮しなければならない。

（業務の記録及び自己評価）

第 13 条 受託者は、日常または定期的に行う衛生管理、機器点検、施設清掃等のほか、調理食数、献立内容、調理時間等について、委託者の定める記録簿に記載し、併せて自己評価を行わなければならない。

2 受託者は、委託者が実施する児童等へのアンケート調査の結果について、自己評価を行い、施設内に掲示するなどにより今後の管理に反映させなければならない。

（履行報告及び調査）

第 14 条 受託者は、仕様書に定めるところにより、契約の履行について委託者に報告しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、委託者は、必要と認めるときは、受託者に対し、業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

3 受託者は、この契約の履行に関し事故が生じたときは、直ちに委託者に当該事故の状況を報告しなければならない。この場合において、受託者は当該事故による損害の発生又は拡大を防止するため必要な措置を講じなければならない。

4 委託者は、業務の実施状況について、受託者の作業する場所等を立ち入り検査することができる。

（業務の評価、指導）

第 15 条 委託者は、第 13 条から前条に規定する業務遂行状況の確認等の結果に基づき受託者のサービス水準が維持されているかを評価し、その結果を受託者に通知するとともに、改善が必要な場合は改善指導書により指導を行うものとする。

2 受託者は、改善指導書による指導を受けた場合は、改善のための対応策を改善計画書にまとめ、委託者に提出し確認を受けなければならない。

（随時の業務確認）

第 16 条 委託者は、改善計画書に基づく改善状況の確認のため又は必要に応じて、施設への立入等により、現地での業務遂行状況の調査を行うものとする。

2 前項の調査により改善状況が適正と認められない場合は、委託者はその結果を受託者に通知するとともに、改善すべき内容と期限等について改善指示書により指示を行うものとする。

（仕様書不適合の場合の補正義務）

第 17 条 受託者の技術提案書に記載された内容については、委託者との協議後、仕様書の一部とな

るとともに、技術提案書の内容に係る部分の債務については、その履行の完了が確認できるまで存続するものとする。

- 2 受託者の業務の履行が仕様書に適合しない場合において、委託者(監督員を置いたときは監督員)がその補正を要求したときには、受託者は、これに従わなければならない。この場合においては、受託者は、委託料の増額又は履行期間の延長を求めることができない。

(指定器材等の使用等)

第18条 受託者は、委託者の指定器材等については無償で利用できるものとし、それらを除く学校給食調理機器については委託者、受託者の間で別に学校給食調理機器貸付契約を締結する。

- 2 受託者は、指定器材等を委託業務の実施以外の目的に使用してはならない。
- 3 受託者は、契約期間中において指定器材等を学校給食の調理並びに学校の保健及び安全について規定する関係法令等に従い、清潔に保たなければならない。
- 4 受託者は、指定器材等について修理等の必要が生じたときは、委託者に速やかに申し出るものとし、委託者がその必要性を認めたときは、委託者の負担により修理するものとする。ただし、受託者の責任による原因の場合は、委託者の許可を得て受託者の負担により速やかに修理を行うものとする。

(指定器材等の改変の禁止及び原状回復義務)

第19条 受託者は、委託者の許可なく指定器材等を改造、破棄、追加、新設、交換等をしてはならない。

- 2 受託者は、本契約が満了したとき、又は契約期間中において本契約が解除されたときには、指定器材等を受託者の負担において原状に回復し、委託者に明け渡し、又は返還しなければならない。ただし、委託者の許可を受けた場合はこの限りではない。

(関連業務等を行う場合)

第20条 委託者は、受託者の業務履行に支障を及ぼすおそれがある作業等を行う時は、受託者に通知しなければならない。また、受託者は委託者から作業等を行う旨通知があったときは、これに協力しなければならない。

(業務内容の変更等)

第21条 委託者は、必要があるときは、受託者に通知して業務内容を変更することができる。この場合において、履行期間若しくは業務委託料の変更等契約内容を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して定める。

- 2 委託者は、台風の接近、食中毒の発生その他の事由により委託者が委託業務の履行を中止又は変更する必要があると認める場合は、委託者が必要と認める期間、委託業務の履行を中止又は変更することができる。
- 3 前項の場合において、受託者の責に帰すべき事由により委託業務の履行を中止したときは、その期間の業務委託料は支払わない。ただし、委託業務の履行の中止又は変更が委託者の責に帰すべき事由による場合、又は委託者、受託者のいずれかの責めに帰すべきか判明しない場合は、委託業務を中止又は変更した期間の業務委託料については、委託者と受託者とが協議して定める。
- 4 第1項又は前項ただし書きの規定により、委託者と受託者とが協議する場合において、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

（履行期間の変更方法）

第22条 履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

（業務委託料の変更方法等）

第23条 業務委託料の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

（損害等の負担）

第24条 成果物の引渡し前に成果物に生じた損害及び業務の履行のために要した費用(この契約において別に定める場合を除く。)については、受託者がその費用を負担する。ただし、委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、この限りではない。

（不可抗力による損害）

第25条 委託者又は受託者は、予期することのできない自然災害等当事者のいずれの責めにも帰することができない事由（以下「不可抗力」という。）によって履行の遅延その他の債務不履行が生じた場合であっても、善良な管理者としての注意をしたものと認められる場合には、その責任を負わない。この場合においては、その後の措置について双方協議するものとする。

- 2 受託者は、不可抗力により業務の履行に支障が生じたときは、速やかにその状況を委託者に報告したうえで、損害の発生又は拡大を防止するため必要な措置を取らなければならない。
- 3 委託者は、不可抗力により受託者の義務の履行が困難であると認められるときは、この契約を解除することができる。

（第三者に及ぼした損害）

第26条 受託者は、業務の履行について受託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責めを負わなければならない。

- 2 委託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を及ぼしたときは、委託者がその賠償の責めを負わなければならない。ただし、受託者が、委託者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを委託者に知らせなかったときは、この限りでない。
- 3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、受託者は速やかに委託者に紛争の状況を報告したうえで、損害の発生又は拡大を防止するため必要な措置を取らなければならない。

（検査及び引渡し）

第27条 受託者は、調理した給食について、委託者の検査を受けなければならない。また、毎日の委託業務が完了したときは、その都度、委託者の検査を受け、関係書類を委託者に提出しなければならない。

- 2 受託者は、検査に合格したときは、遅滞なく当該成果物を委託者に引き渡すものとする。
- 3 前項の規定による検査の結果、不合格のものについては、委託者は、受託者に対して直ちに完全な履行を請求することができる。

（業務委託料の支払い）

第28条 受託者は、委託者により委託業務の履行を完了した確認を受けたときは、業務委託料の支払いを請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から起算して30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

3 業務委託料は、別紙の支払内訳書のとおり支払うものとする。

（成果物の部分引渡し）

第29条 成果物について、委託者が仕様書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第27条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、第28条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部が完了し、かつ、可分なものであるときは、委託者は、当該部分について、受託者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第27条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、第28条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

（成果物の品質）

第30条 成果物は、引渡し時において、仕様書に定める品質及び性能に適合するものであることを要する。

（契約不適合責任）

第31条 委託者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関し、契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があるときは、受託者に対し、相当の期間を定めて委託者の指定した方法により成果物の修補又は代替物の納入を求めることができる。この場合において、民法（明治29年法律第89号）第562条第1項但書は適用しない。

2 前項の期間内に受託者が成果物の修補あるいは代替物の納入をしないときは、委託者は受託者に対して代金の減額を請求することができる。

3 前2項の規定は、成果物の契約不適合について、委託者が受託者に対して損害賠償を請求し又はこの契約を解除することを妨げない。

4 第1項において受託者が負うべき責任は、第27条の規定による委託者の検査に合格したことをもって免れないものとする。

（損害賠償）

第32条 委託者又は受託者は、この契約に違反した場合、これによって相手方に生じた損害の賠償をしなければならない。ただし、その違反が自らの責めに帰することができない事由によるものであるときはこの限りではない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第 3 3 条 受託者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了できない場合、受託者は、遅延日数に応じ、業務委託料にこの契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律 (昭和 24 年法律第 256 号) 第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が定める率 (以下「遅延利息の率」という。) を乗じて計算した額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

2 委託者の責めに帰すべき事由により、第 2 8 条第 2 項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを委託者に請求することができる。

3 前 2 項の規定により計算した遅延利息の額が 1 0 0 円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に 1 0 0 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(委託者の解除権)

第 3 4 条 委託者は、受託者がこの契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めて是正を求める催告後もその期間内にこれを是正しない場合は、受託者の責めに帰すべき事由の有無を問わず、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 委託者は、民法第 5 4 2 条に定めるもののほか、受託者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、受託者の責めに帰すべき事由の有無を問わず、何らの催告なしに直ちにこの契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手せず、履行期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (2) 第 5 条の規定に違反し、この契約により生じる権利または義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供したとき。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 第 3 8 条第 1 項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (5) 監督官庁から営業の取消、停止又はこれに類する処分を受けたとき。
- (6) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続が開始されたとき。
- (7) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始又はこれらに類する倒産手続開始の申立てがなされたとき。
- (8) 自ら振り出し、又は裏書した手形又は小切手の不渡り処分を受けたとき若しくは支払停止状態に至ったとき。
- (9) 解散、合併、会社分割又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡の決議をしたことにより、この契約の履行が困難になると認められる場合。
- (10) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止に関する法律 (平成 3 年法律第 7 7 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。) 又は暴力団員 (同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。) が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。

(11) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等 (受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託

者が法人である場合にはその役員、その支店又は業務委託を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体である場合には代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号及び第36条において同じ。)が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしたと認められるとき。

ウ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する等の行為をしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者がアからオまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

(12) その他前各号に準ずる事由があるとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第35条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受託者は、業務委託料の10分の1に相当する額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前条又は次条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 前条の規定による契約の解除によって、受託者に損害が生じた場合において、受託者の責めに帰すべき事由がある場合は、委託者は、その損害を賠償する責めを負わない。

4 第1項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、委託者がその超える部分について受託者に対し損害賠償を請求することを妨げない。

5 第1項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われている時は、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金の充当することができる。

(談合行為等に対する解除措置)

第 3 6 条 委託者は、第 3 4 条に定めるもののほか、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受託者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 2 2 年法律第 5 4 号。以下「独占禁止法」という。)第 4 9 条の排除措置命令を受け、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 受託者が、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項(同条第 2 項及び第 8 条の 3 において準用する場合を含む。)の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、当該課徴金納付命令が確定したとき。

(3) 受託者又はその役員等若しくはその使用人その他の従事者について、刑法(明治 4 0 年法律第 4 5 号)第 9 6 条の 6 若しくは第 1 9 8 条又は独占禁止法第 8 9 条第 1 項、第 9 0 条(第 3 号を除く。)若しくは第 9 5 条第 1 項第 1 号(第 2 号及び第 3 号を除く。)の刑が確定したとき。

(その他の解除権)

第 3 7 条 委託者は、業務が完了するまでの間は、第 3 4 条及び前条の規定によるほか、必要があるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定により契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害賠償額は、この契約の業務委託料相当額を上限とする。

3 前項に規定する損害賠償額及びその支払期限は、委託者と受託者が協議して定める。ただし、協議の開始の日から 1 4 日以内に協議が調わない場合には、委託者が定め、受託者に通知するものとする。

(受託者の解除権)

第 3 8 条 受託者は、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、この契約を解除することができる。

(1) 第 2 1 条第 1 項の規定により契約内容を変更したため業務委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。

(2) 第 2 1 条第 2 項及び第 3 項の規定により業務の履行の中止期間が履行期間の 1 0 分の 5 を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の委託が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 委託者がこの契約に違反し、その違反により業務を遂行することが不可能になったとき。

2 受託者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その賠償を委託者に請求することができる。ただし、その損害賠償額は、この契約の業務委託料相当額を上限とする。

(解除の効果)

第 3 9 条 この契約が解除された場合には、第 1 条第 3 項に規定する委託者及び受託者の義務は消滅する。ただし、第 2 9 条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りではない。

2 委託者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、受託者が既に業務を

完了した部分(第29条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。)が可分でありそれによって委託者が利益を受けると認めた場合には、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する業務委託料(以下「既履行部分委託料」という。)を受託者に支払うことができる。

- 3 前項に規定する既履行部分委託料及びその支払期限は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議の開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。
- 4 前2項の規定にかかわらず、第34条第2項第10号に該当することによりこの契約が解除された場合は、委託者は、既履行部分委託料の支払いは行わないものとする。

(契約解除等に伴う措置)

- 第40条 受託者は、契約が解除された場合等において、履行場所等に受託者が所有する材料、工具その他の物件があるときは、受託者は遅滞なく当該物件を撤去(委託者に返還する貸与品については、委託者の指定する場所に搬出。以下この条において同じ。)するとともに、履行場所等を原状に復して委託者に明け渡さなければならない。
- 2 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去させず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の原状回復を行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。
 - 3 受託者の取るべき措置の期限、方法等については、第34条又は第36条若しくは第37条第1項の規定により契約が解除された場合等においては委託者が定め、第38条の規定により契約が解除されたときは、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(契約不適合責任期間等)

- 第41条 委託者は、引き渡された成果物に関し、第27条第2項(第29条においてこれらの規定を準用する場合を含む)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた後、その不適合を知った時から1年以内でなければ契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。
- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害賠償額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
 - 3 委託者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項において「契約不適合責任期間」という。)のうちに契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
 - 4 委託者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
 - 5 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意または重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。
 - 6 委託者は、成果物の引き渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求を行うことができ

ない。ただし、受託者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りではない。

（保険）

第42条 受託者は、仕様書に基づき火災保険その他の保険を付したとき、又は任意にこの契約の履行に関する保険を付しているときは、当該保険に関する証券又はこれに代わるものを直ちに委託者に提示しなければならない。

（専属的管轄裁判所）

第43条 この契約に関する一切の紛争については、熊本地方裁判所又は熊本簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（臨機の措置）

第44条 受託者は、業務の履行に当たって事件及び事故が発生したとき又は発生するおそれのあるときは、委託者の指示を受け、又は委託者、受託者協議して臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、受託者の判断によって臨機の措置をとらなければならない。

2 前項の場合においては、受託者は、そのとった措置の内容を遅滞なく委託者に通知しなければならない。

3 委託者は、事故防止その他業務上特に必要があるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受託者が、第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、業務委託料の範囲内に含めることが適当でないと認められる部分については、委託者と受託者とが協議して委託者がそれを負担するものとする。

（補則）

第45条 この契約書に定めない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定める。